

唐津市公共施設等総合管理計画（令和5年3月改訂） 改訂の概要

1 改訂理由

公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省 令和4年4月1日改訂版）において、公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すべきとされている「長寿命化を行った場合の効果額」や「脱炭素化の推進方針」などの事項を追記するとともに、機構改革等を踏まえた時点修正を行ったもの。

2 追記事項（総務省指針による。）

①過去に行った対策の実績

公共施設再配置計画（以下「再配置計画」という。）に記載の「公共施設白書作成後に増減した主な施設」を令和3年度末時点に更新のうえ、総合管理計画にも追記した。
(P17)

②長寿命化対策を行った場合の効果額及び維持管理経費

公共建築物について、再配置計画に記載の「市有施設の目標使用年数」をもとに、長寿命化を行った場合の効果額の推計値と維持管理費について追記した。(P26～P30)

③脱炭素化の推進方針

唐津市役所地球温暖化対策実行計画（H22年2月）に基づき取り組むものとした。
(P35)

④地方公会計の活用

地方公会計の有形固定資産減価償却率から老朽化状況を推測し、中長期的な対策時期の検討資料とする旨を追記した。(P35)

⑤フォローアップの実施方針

P D C A サイクルの考え方に対する記述に修正した。(P36)

3 その他主な修正箇所

①計画の位置付け

計画の位置付けを整理し修正した。(P2)

②有形固定資産減価償却率の推移

令和2年度の有形固定資産減価償却率を追記する等の時点修正を行った。(P6)

③推進体制

再配置計画記載の推進体制のイメージ図を時点修正し、総合管理計画にも追記した。
(P25)

④公共建築物の削減状況の管理

令和3年度末の削減状況を追記する等の時点修正を行った。(P31)

※再配置計画は、「過去に行った対策の実績」「公共建築物の削減状況」「推進体制」部分を総合管理計画の記載に合わせて改訂を行った。

※今回の改訂では、総合管理計画に掲げる削減目標、再配置計画の基本方針及び個別施設の方向性に変更はない。